



# 島根県報

平成21年 9 月 29 日 (火)

号外 第 172 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

**公 告**

---

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
平成20年度	人 727,793	千円 507,094,946	千円 2,681,287	千円 125,473,579	% 24.7	% 25.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 13,325	千円 58,081,001	千円 11,257,987	千円 21,996,435	千円 91,335,423	千円 6,854

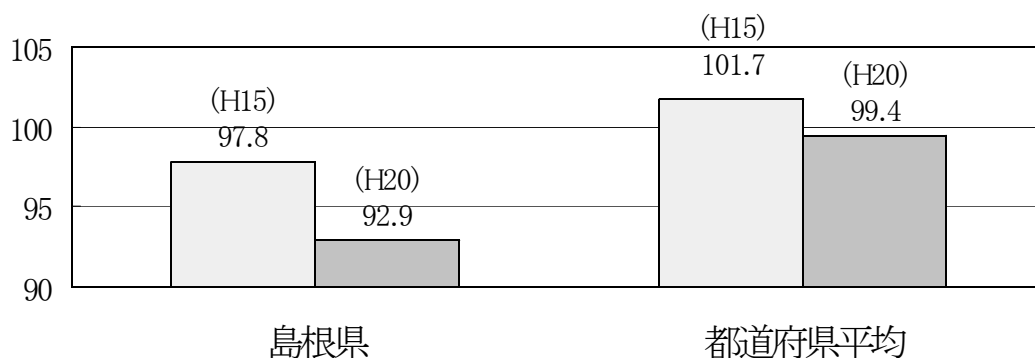
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成20年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知事	25%	25%
副知事	20%	20%
常勤の監査委員	18%	18%
病院事業管理者	18%	18%
教育長	18%	18%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 92.9  
 （平成20年4月1日現在）

(注) 平成20年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの  
 ※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成 20 年度	円 375,492	円 385,191 (360,663)	円 ▲9,699 ▲2.52% (14,829) (4.11%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の ( ) 内は、特例条例による減額後の額及び率である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 20 年度	月 4.01	月 4.25 (4.00)	月 ▲0.24 (▲0.01)	月 0.00	月 4.25 (4.35)	月 4.50

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の ( ) 内は、特例条例による減額後の支給月数である。

3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員（以下「管理職員」という。）の年間支給月数であり、下段の ( ) 内は管理職手当非受給職員（以下「非管理職員」という。）の年間支給月数である。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.3歳	329,972円	395,550円	357,212円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(イ) 技能労務職

区 分	公務員				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
島根県	49.7歳	251人	339,128円	387,091円	360,962円	—	—	—	
うち守衛	52.4歳	3人	346,390円	394,032円	370,467円	守衛	57.3歳	394,569円	1.00
うち用務員	49.7歳	54人	338,607円	382,176円	359,817円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	51.1歳	41人	345,138円	396,247円	365,646円	自家用乗用自動車運転手	48.5歳	306,951円	1.29
うち電話交換手	54.8歳	5人	378,012円	430,701円	401,060円	電話交換手	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—	

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.3歳	367,510円	425,310円
都道府県平均	—	—	—

## (エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.8歳	371,766円	422,301円
都道府県平均	—	—	—

## (オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	40.3歳	319,951円	422,961円	346,905円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成20年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

## 【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値の比較)		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	64.1歳	177,000円	2.23	6,399,706	2,451,400	2.61
うち用務員	用務員	53.9歳	225,900円	1.69	6,194,699	3,227,400	1.91
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	51.3歳	250,700円	1.58	6,424,442	3,599,600	1.78
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成17年～19年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
- 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## イ 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	172,200円 (161,868円)	172,200円
	高校卒	140,100円 (131,694円)	140,100円
技能労務職 (免許職)	高校卒	152,600円 (143,444円)	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	146,700円 (137,898円)	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
警 察 職	大学卒	197,200円 (185,368円)	200,000円
	高校卒	164,700円 (154,818円)	158,100円

(注) 「島根県」の下段の( )内は、特例条例による減額後の額である。

## ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,237円	288,022円	342,305円
	高校卒	202,031円	249,447円	286,739円
技能労務職	高校卒	— 円	243,648円	283,222円
高等学校教育職	大学卒	281,588円	326,006円	356,668円
小・中学校教育職	大学卒	285,575円	327,223円	351,373円
警 察 職	大学卒	277,132円	331,196円	367,574円
	高校卒	240,114円	284,315円	333,359円

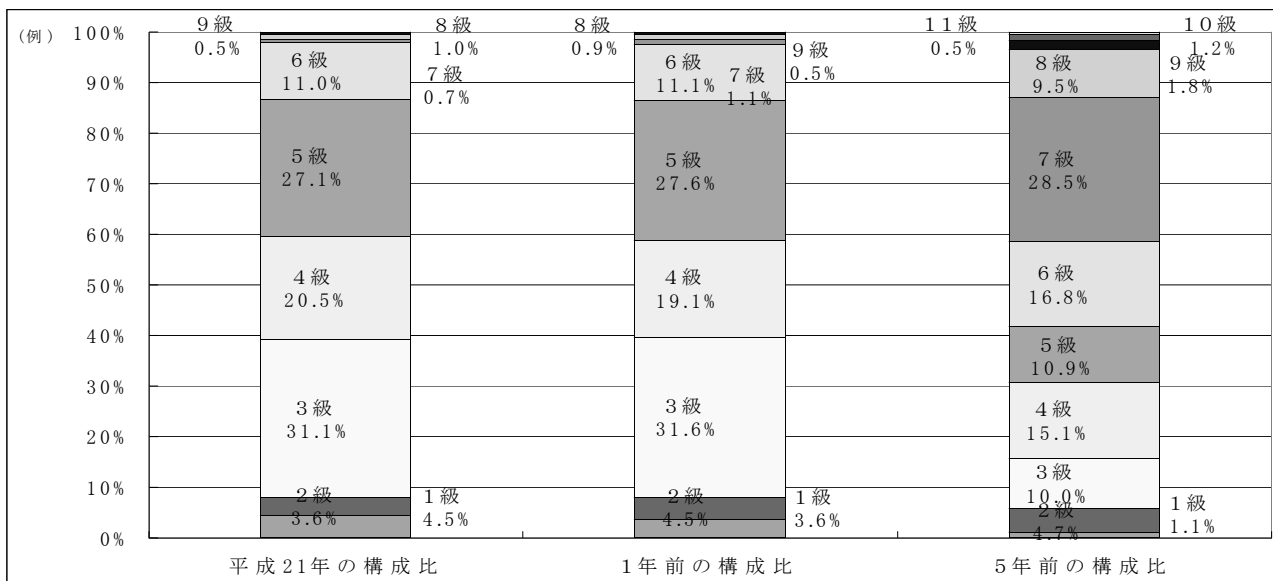
## (4) 一般行政職の級別職員数等の状況

## ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	170 人	4.5 %
2 級	主任主事、主任技師	136 人	3.6 %
3 級	主任	1,167 人	31.1 %
4 級	企画員	769 人	20.5 %
5 級	グループリーダー	1,017 人	27.1 %
6 級	課長	412 人	11.0 %
7 級	課長	27 人	0.7 %
8 級	次長	40 人	1.0 %
		人	%

9 級	部長	19	0.5
-----	----	----	-----

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。  
 なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施しており、平成17年11月から一般職についても試行を開始している。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
 所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1人当たり平均支給額（平成20年度）		—	
1,649千円			
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8月分	1.45月分	3.0月分	1.5月分
(1.5)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施

している。

なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施し、平成17年11月から一般職についても試行を開始している。

## 2 勤労手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期より人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤労手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	1.02月	0.85月
II	30%以内	0.965月	0.78月
III	60%以内	0.91月	0.71月
不良	—	0.91月以下	0.71月以下

## イ 退職手当（平成21年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
6,707千円 27,503千円					

（注）「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

## ウ 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度）		45,909千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）		612,118円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	23人	17%	17%
大阪府大阪市	12人	14%	14%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	10人	9%	9%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	13,055人	0%	0%
医師・歯科医師	39人	14%	14%
平均支給率		14.1%	14.1%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域・職種	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18%	18%
大阪府大阪市	15%	15%
愛知県名古屋市	12%	12%
広島県広島市	10%	10%
岡山県岡山市	3%	3%
医師・歯科医師	15%	15%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## エ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度）	405,100千円
--------------	-----------



支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）		59,070円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		51.5%
手当の種類（手当数）		61
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		捜査特別手当
		教育業務連絡指導手当
		交通捜査取締手当
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		捜査特別手当

## オ 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度）	1,896,558千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	144千円
支給実績（平成19年度）	1,860,427千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度）	140千円

## カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成20年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,891,002	円 236,612
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 610,156	円 199,202
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,243,695	円 106,874
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 282,915	円 332,060
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 69,120	円 1,570,912
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額		国：俸給の特別調整額として支	千円 759,448	円 517,335

	支給額 41,600円～130,300円		給		
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)× 4%～16%	同 じ	—	千 円 206,462	円 444,962
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	千 円 116,151	円 188,557
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千 円 390,847	円 380,571
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、 当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千 円 51,541	円 152,487
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 定時制 (夜間) 1日 900円 通信制 (日曜日) 1日 2,400円			千 円 47,262	円 429,656
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1200円			千 円 114,986	円 403,460
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 15,900円			千 円 1,280,228	円 161,035
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 154,983	円 81,613
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 62,708	円 74,653
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 454,094	円 171,227
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	千 円 8,937	円 92,134
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 39,452	円 246,575
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派			実績なし	実績なし

遣 手 当	遣された職員に支給 支給額(1日につき)	3,970円~6,620円			
-------	-------------------------	---------------	--	--	--

(6) 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	960,000円 (1,280,000円)
	副 知 事	800,000円 (1,000,000円)
報 酬	議 長	768,000円 (960,000円)
	副 議 長	709,750円 (835,000円)
	議 員	654,500円 (770,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成20年度支給割合) 3.20月分
	副 知 事	(平成20年度支給割合) 3.20月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万円×在職月数×0.6 3,686.4万円 任期毎
	副 知 事	100万円×在職月数×0.43 2,064万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	23	23	0	事務事業の見直し 事務事業の見直し 事務事業の見直し、福祉事務所廃止 欠員補充、育休代替職員増 事務事業の見直し 公共事業の削減 事務事業の見直し 公共事業の削減
		総務	554	588	▲ 34	
		税務	119	125	▲ 6	
		民生	246	260	▲ 14	
		衛生	465	458	▲ 7	
		労働	66	69	▲ 3	
		農林水産	980	999	▲ 19	
		商工	172	174	▲ 2	
		土木	878	921	▲ 43	
	計		3,503	3,617	▲ 114	(参考:人口10万人当たり職員数 481.32人)
	教育部門	7,858	7,945	▲ 87	生徒数減による学級数の減少	
	警察部門	1,781	1,764	▲ 17	欠員補充、育休代替職員増	
	小 計	13,142	13,326	▲ 184	(参考:人口10万人当たり職員数1,805.73人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	水 道	930	848	▲ 82	看護師の増
		下水道	28	30	▲ 2	事務事業の見直し
		その他	19	19	0	
	小 計	62	65	▲ 3	事務事業の見直し	
	合 計	1,039	962	▲ 77		
		14,181 [15,524]	14,288 [15,531]	▲ 107 [▲ 7]	(参考:人口10万人当たり職員数1,948.49人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

(ア) 平成21年度及び平成20年度の職種別採用者数

職 種	区 分	平成20年度	
		平成21年度	
		H21.4.1	H20.4.1
			H20.4.2 ~H21.3.31

一般行政職		67人	41人	28人
警察職		67	69	22
高等学校教育職		59	46	
小中学校教育職		129	131	
その他	海事職	3	1	
	研究職	6	7	2
	医療職	6	11	8
	技能労務職			
	その他	44	39	91
計		381	345	151

(注) 1 職種区分は、「平成21年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの、「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 職種区分の「一般行政職」のうちの「H21. 4. 1」及び「H20. 4. 2～H21. 3. 31」には、育休代替職員を含む（一般行政職25名）。また、「研究職」、「医療職」及び「その他」のうちの「H20. 4. 2～H21. 3. 31」には、育休代替職員を含む（研究職2名、医療職2名及びその他2名）。

(イ) 平成20年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職 種	区 分	合 計	定年 退職	勸奨 退職	普通 退職	そ の 他				
						分限 免職	懲戒 免職	失 職	死 亡 退職	再 任 用 後 の 離 職 者
一般行政職		174	85	57	25		1		6	
警察職		84	47	6	29				2	
高等学校教育職		84	50	6	23		3		2	
小・中学校教育職		166	85	43	36				2	
そ の 他	海事職	7	2	1	4					
	研究職	7	5	1					1	
	医療職	23	10	6	7					
	技能労務職	15	10	4	1					
	その他	62	5	16	40					1
計		622	299	140	165		4		14	

(注) 1 職種区分は「平成21年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

4 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

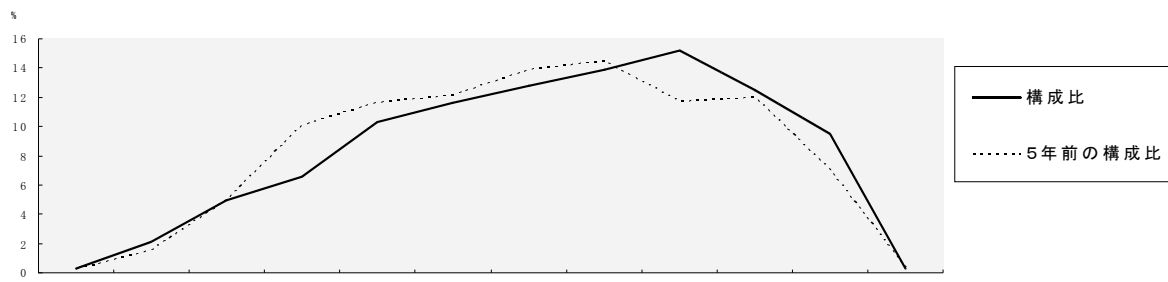
5 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

6 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

7 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。

8 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60  
 歳 } } } } } } } } } } } } 歳  
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以  
 満 上

区分	20歳未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳以上	計
職員数	人 37	人 292	人 706	人 936	人 1,467	人 1,642	人 1,815	人 1,976	人 2,151	人 1,769	人 1,350	人 40	人 14,181

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 15,013	人 13,742	人 1,271	% 8.5

(参考1) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員(一般行政部門+特別行政部門+公営企業等)ベースで8.5%の減

(参考2) 平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)で1,000人の純減(▲20%)

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成18年～21年	(参考) 数値目標H22
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	
一般行政	職員数	3,917	3,795	3,717	3,617	3,503	—	3,460
	増減		▲122	▲78	▲100	▲114	▲414(90.59%)	▲457
教育	職員数	8,379	8,277	8,026	7,945	7,858	—	7,562
	増減		▲102	▲251	▲81	▲87	▲521(63.77%)	▲817
警察	職員数	1,755	1,751	1,778	1,764	1,781	—	1,758
	増減		▲4	27	▲14	17	26(—)	3
公営企業	職員数	962	981	962	962	1,039	—	962

等 会 計	増 減		19	▲19	0	77	77( - )	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	14,288	14,181	-	13,742
	増 減		▲209	▲321	▲195	▲107	▲832(65.46%)	▲1,271

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## (8) 公営企業職員の状況

### ア 企業局

#### (ア) 総括

##### a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

##### b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

#### (イ) 水道事業

##### a 職員給与費の状況

###### (a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用 に占める職員給 与費比率
平成20 年度	千円 900,215	千円 409,789	千円 242,945	% 27.0	% 25.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20 年度	人 30	千円 116,000	千円 22,366	千円 46,346	千円 184,712	千円 6,157

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

##### b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.6歳	335,848円	516,924円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### c 職員の手当の状況

###### (a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成20年度）	1,545千円	1人当たり平均支給額（平成20年度）	1,649千円
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当

2.8 月分 (1.5)月分	1.45 月分 (0.75)月分	2.8 月分 (1.5)月分	1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成21年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,944千円			1人当たり平均支給額 6,707千円 27,503千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度から平成20年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成21年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給総額 (平成20年度)	1,137千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)	71,059円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	53.3%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成20年度)	6,332千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)	275千円
支給実績 (平成19年度)	4,671千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度)	156千円

(f) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 4,033	円 224,028
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 541	円 60,056

	持家居住者 新築・購入から5年間2,500円				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,130	円 130,402
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国・距離により6,000円～45,000円）。	千円 508	円 254,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,321	円 553,480
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,769	円 147,417
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,597	円 159,701
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円）	同じ	—	実績なし	実績なし

## (ウ) 工業用水道事業

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に占める職員給与費比率
平成20年度	千円 203,614	千円 ▲38,120	千円 47,048	% 23.1	% 16.3



区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20 年度	人 6	千円 22,070	千円 5,500	千円 8,698	千円 36,268	千円 6,045

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 21 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	35.4 歳	293,956 円	509,140 円
(参考) 一般行政職	44.2 歳	343,578 円	520,635 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（平成 20 年度） 1,450 千円		1 人当たり平均支給額（平成 20 年度） 1,649 千円	
(平成 20 年度支給割合)		(平成 20 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8 月分	1.45 月分	2.8 月分	1.45 月分
(1.5) 月分	(0.75) 月分	(1.5) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1 人当たり平均支給額		28,944 千円	1 人当たり平均支給額		6,707 千円 27,503 千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 20 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 20 年度）	432 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）	107,995 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 20 年度）	66.7%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成 20 年度）	1,509 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）	251 千円
支給実績（平成 19 年度）	1,718 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 19 年度）	286 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（f） その他の手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 20 年度）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない場合の 1 人 11,000 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで）の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 827	円 165,400
住居手当	借家・借間居住者 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円) 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500 円	同じ	—	千円 337	円 168,250
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2 キロ～78 キロ以上 2,100 円～42,600 円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 931	円 186,240
単身赴任手当	支給額 23,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が 80 キロ以上の場合加算（距離により 4,000 円～45,000 円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により 6,000 円～45,000 円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000 円～410,900 円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600 円～130,300 円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算	千円 780	円 156,008

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	出方法が異なる。 勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 684	円 171,069
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に占める職員給与費比率
平成20年度	千円 1,242,051	千円 61,378	千円 426,849	% 34.4	% 38.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 50	千円 199,231	千円 41,666	千円 80,724	千円 321,621	千円 6,432

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.8歳	353,506円	529,716円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(電気事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(平成20年度)	1,614千円	1人当たり平均支給額(平成20年度)	1,649千円
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8月分	1.45月分	2.8月分	1.45月分
(1.5)月分	(0.75)月分	(1.5)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成21年4月1日現在)

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,944 千円			1人当たり平均支給額 6,707 千円 27,503 千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度から平成20年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成21年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給総額 (平成20年度)	2,021 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成20年度)	72,194 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	56.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成20年度)	12,940 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成20年度)	288 千円
支給実績 (平成19年度)	11,815 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成19年度)	232 千円

(f) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 9,157	円 254,347
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 1,564	円 156,350
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具利用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 4,592	円 106,786
単身赴	支給額 23,000円	異なる	加算額が異なる	千円	円

任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）		(国:距離により6,000円～45,000円)。	2,403	300,375
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 3,928	円 654,650
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,630	円 131,494
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,432	円 135,094
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(ア) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費 用に占める職員給
-----	----------	---------------	------------	---------------------------	-------------------------------

					与費比率
平成 20 年度	千円 18,996,791	千円 691,923	千円 7,079,677	% 37.3	% 39.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20 年度	人 867	千円 3,231,809	千円 1,286,739	千円 1,206,405	千円 5,724,953	千円 6,603

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 21 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.9 歳	532,983 円	1,131,953 円
看 護 師	34.0 歳	266,607 円	402,038 円
事務職員	41.7 歳	325,195 円	506,677 円
(参考) 一般行政職	44.2 歳	343,578 円	520,635 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 病 院 事 業 )		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成 20 年度) 1,316 千円		1 人当たり平均支給額 (平成 20 年度) 1,649 千円	
(平成 20 年度支給割合)		(平成 20 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8 月分	1.45 月分	2.8 月分	1.45 月分
(1.5) 月分	(0.75) 月分	(1.5) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~20%	役職加算	5~20%
管理職加算	15~25%	管理職加算	15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

島 根 県 ( 病 院 事 業 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算)		
1 人当たり平均支給額	1,758 千円	25,337 千円	1 人当たり平均支給額	6,707 千円	27,503 千円

(注) 「島根県 (病院事業)」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 20 年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 20 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (平成 20 年度)		77,334 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 20 年度)		709,485 円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	14%	114 人	0%
県内全市町村	0%	816 人	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(d) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給総額(平成20年度)	277,276千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)	346,162円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	94.5%
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度)	406,527千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)	469千円
支給実績(平成19年度)	370,824千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度)	446千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 64,842	円 193,557
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 85,201	円 230,898
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 47,683	円 73,699
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 実績なし	円 実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 288,822	円 2,674,281

当	支給額(月額) 2,000円～410,900円				
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別 の定額 支給額 41,600円～137,700円		国：俸給の特別 調整額として支 給	千 円 26,379	円 659,468
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)× 4%～16%	同 じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 10,885	円 35,001
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 72,391	円 126,116
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 87,867	円 457,640
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	実績なし	実績なし



## 2 職員の勤務条件等について

### (1) 職員の勤務時間

#### ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12:00~13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

#### イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたとときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたとときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限り与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

#### ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）満 1 歳まで：1 日 2 回それぞれ 60 分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 6 日以内）
就業禁止（安衛法第 68 条）	必要と認める期間
妊娠障害（つわり）	2 週間以内

## (2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分者数

## 知事部局等

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	71	0	71
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	71	0	71

## 教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	150	0	150
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	0	151	0	151

(注) 県費負担教職員含む

## 警察本部

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	4	0	4
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	4	0	4

## イ 懲戒処分者数

## 知事部局等

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	2	1	0	1	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	3	1	0	1	5

## 教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	1	1	1	3	6
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	1	0	0	0	1
合 計	2	1	2	3	8

(注) 県費負担教職員含む

## 警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## (3) 職員のサービスの状況

## ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	168,032	44,282	4,396	10.1	26.4
教育委員会	107,948	29,276	2,784	10.5	27.1
警 察 本 部	67,336	11,862	1,768	6.7	17.6
合 計	343,316	85,420	8,948	9.5	24.9

(注) 対象期間：暦年（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）

## イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	2	0	0
		0	0	
	女性職員	82	8	2
		54	0	
教育委員会	男性職員	2	1	0
		0	0	
	女性職員	135	4	7
		146	0	
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
		0	0	
	女性職員	8	0	0
		6	0	
計		229	13	9
		206	0	

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成 20 年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成 19 年度から 20 年度までにかけて引き続いて  
いる者の数。

## ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
教育委員会	男性職員	1	1	0
	女性職員	12	9	3
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		13	10	3

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	1
	女性職員	5	1	3	1	0	2
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		5	1	3	1	0	3

## エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
計		2	0

## (4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## ア 研修の状況

## 一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	5	31	149	市町村職員含む
採用2年目	3	5	26	
一般職員第Ⅰ課程	4	8	102	市町村職員含む
一般職員第Ⅱ課程	9	18	302	市町村職員含む
主任	3	6	131	
中堅職員	10	20	278	市町村職員含む
新任係長	3	6	123	市町村職員対象
新任企画員	3	6	71	
新任GL	4	6	210	
新任課長補佐	2	4	92	市町村職員対象
新任課長	3	6	197	市町村職員含む
選択研修	43	81	1,318	24講座（法務能力開発等）市町村職員含む

## 教育職員（松江教育センター・浜田教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	43	75	1,559	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	45	64	1,272	6年目研修、11年目研修
管理職	49	67	3,132	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	72	75	4,654	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	53	88	1,823	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	157	254	4,264	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、幼稚園

## 警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	659	78	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	24	5	警察主事対象
初任総合	3	199	66	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡查部長任用科	2	24	24	
部門別任用科	4	80	42	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	28	196	324	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（管理職）	2	20 年 10 月、21 年 3 月	513 人
	勤務評定（一般職）	1	20 年 11 月	3,874 人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	20 年 9 月、21 年 3 月	110 人
	勤務評定（一般職）	1	20 年 11 月	562 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	21 年 2 月	2,010 人
警 察	勤務評定	1	20 年 12 月	1,639 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数
知事部局等	4	4	6	6	17	17	22	52	52
教育委員会	0	0	0	0	32	32	32	33	33
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	17	17	17	13	17	17	6	6	6
教育委員会	32	32	32	32	32	32	0	0	0
警察本部	8	8	8	7	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	20,699
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	3,504
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	33
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	6,071
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	34,623
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与する。	3,179
合 計		68,109

## 教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行う。	2,608
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	447
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施する。	848
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施する。	26,117
合 計		30,020

## 警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	6,174
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	945
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	273
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	198
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	20,382
合 計		27,972

## ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	2,577	2,450	3,631	3,531	1,168	1,168
採用時健康診断	120	120	170	170	83	83
結核健康診断	2	2	0	0	0	0

## エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 20 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

## オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 20 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

## 3 人事委員会の報告について

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

## ア 競争試験

## (ア) 採用試験

## a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・児童福祉・農業・畜産・林業・土木・建築・化学・食品衛生・電気・警察事務・警察化学・警察法医・情報処理・少年補導	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者  昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業見込みの者	5月12日から6月6日まで	6月29日	7月27日から7月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式及び記述式 (情報処理)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 身体検査 筆記実技 (建築)
高校卒業程度試験	一般事務・土木・電気・学校事務(出雲)A・学校事務(石見)A・警察事務	(学校事務A) 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (学校事務Aを除く試験区分) 昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者	8月4日から9月5日まで	9月28日	10月26日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (土木・電気)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
資格免許職試験	保健師	昭和54年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	8月4日から9月5日まで	9月28日	10月26日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	診療放射線技師	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	作業療法士	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上



警察保健師	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
司書	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	警察官	昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む。)  昭和61年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(9月30日までに卒業見込みの者を含む。)	3月24日から 4月18日まで	5月11日	6月22日から 6月24日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒)試験	警察官	(男性・女性) 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。)  昭和62年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む。) (武道A) 次のア又はイに該当し、かつ次	5月7日から 6月13日まで	7月13日	8月23日から 8月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道Aは身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道A)

		<p>のウに該当する者</p> <p>ア 昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。)</p> <p>イ 昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)</p> <p>ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者</p>					
<p>警 察 官 (高校卒業程度) 試 験</p>	<p>警 察 官</p>	<p>(男性・女性)</p> <p>昭和50年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)</p> <p>(武道B)</p> <p>次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)</p> <p>イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成21年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上。)</p>	<p>7月14日 から 8月8日 まで</p>	<p>9月21日</p>	<p>11月1日 から 11月4日 まで</p>	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道Bは身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道B)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(注1.5.1現在)		
				男	女	計	短大	高大	その他	計	短大	高大	その他	計	短大	高大	その他	計	短大	高大			その他	
行政		17	男	176	137	3	140	79.5%	25	23	12	8.6%	11.7	12	5	11.7	11.7							
			女	80	58	1	59	73.8%	8	6	5	8.5%	11.8	11.8	17	17	11.7							
児童福祉		1	男	7	6	1	6	85.7%	5	5	1	16.7%	6.0	1	0	6.0	6.0							
			女	6	4	1	6	66.7%	1	1	1	0.0%	10.0	10.0	6	6	10.0							
農業		1	男	8	4	1	5	62.5%	4	3	1	20.0%	5.0	1	0	5.0	5.0							
			女	5	4	1	4	80.0%	2	1	1	0.0%	11.1	11.1	4	4	11.1							
畜産		1	男	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0							
			女	1	1	1	1	100.0%	1	1	1	100.0%	1.0	1.0	1	1	100.0%	1.0						
大 学 卒	業	1	男	3	3	3	3	100.0%	3	3	1	33.3%	3.0	1	0	3.0	3.0							
			女	3	2	2	2	66.7%	2	2	2	0.0%	5.0	5.0	5	5	20.0%	5.0						
土 木		6	男	46	36	3	42	91.3%	11	11	5	14.3%	7.0	6	6	14.3%	7.0							
			女	3	3	3	3	100.0%	1	1	1	14.3%	7.0	7.0	12	11	14.3%	7.0						
建 築		2	男	17	11	1	12	70.6%	6	6	2	16.7%	6.0	2	2	16.7%	6.0							
			女	7	5	1	5	71.4%	1	1	1	14.3%	6.0	6.0	6	6	16.7%	6.0						
化 学		4	男	18	14	3	17	94.4%	4	4	2	11.8%	8.5	2	2	11.8%	8.5							
			女	10	8	3	8	80.0%	3	3	2	25.0%	4.0	4.0	3	3	25.0%	4.0						
食 品 衛 生		2	男	7	6	6	6	85.7%	6	6	2	33.3%	3.0	2	2	33.3%	3.0							
			女	2	2	1	2	100.0%	1	1	1	25.0%	4.0	4.0	6	6	25.0%	4.0						
電 気		1	男	1	0	1	1	100.0%	0	0	0	0.0%	4.0	2	2	25.0%	4.0							
			女	0	1	1	1	100.0%	1	1	0	0.0%	4.0	4.0	0	0	0.0%	4.0						
警 察 事 務		4	男	32	27	2	29	90.6%	5	5	3	10.3%	9.7	3	3	10.3%	9.7							
			女	22	17	1	18	81.8%	4	4	2	11.1%	9.0	9.0	2	2	11.1%	9.0						
警 察 化 学		1	男	54	44	3	47	87.0%	9	8	5	10.6%	9.4	5	5	10.6%	9.4							
			女	9	8	3	8	88.9%	3	3	1	0.0%	4.0	4.0	1	1	25.0%	4.0						
警 察 法 医		1	男	14	12	6	12	85.7%	6	6	1	8.3%	12.0	1	1	8.3%	12.0							
			女	17	14	4	14	82.4%	4	3	0	0.0%	12.0	12.0	0	0	0.0%	12.0						
情 報 処 理		1	男	8	3	1	5	62.5%	3	3	1	20.0%	5.0	1	1	20.0%	5.0							
			女	1	1	1	1	100.0%	1	1	1	20.0%	5.0	5.0	5	5	20.0%	5.0						
少 年 補 導		2	男	4	2	1	5	55.6%	3	3	1	20.0%	5.0	1	1	20.0%	5.0							
			女	10	7	6	7	70.0%	6	6	2	28.6%	3.5	3.5	6	2	28.6%	3.5						
合 計		45	男	354	271	13	290	81.9%	80	78	29	10.7%	9.4	31	1	10.7%	9.4							
			女	165	121	1	123	74.5%	34	0	0	0.0%	11.4%	11.4%	14	0	11.4%	8.8						
			計	519	392	14	413	79.6%	114	106	43	10.9%	9.2	45	1	10.9%	9.2							

第1次試験：6月29日 第2次試験：7月27日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数				
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他						
高 校 卒 業 程 度	一般事務	1	男	7		4	2	6	85.7%			2	2	4	4		1	16.7%	6.0		
			女	6		2	1	5	83.3%			2	1	3	3	3		1	20.0%	5.0	
			計	13		2	3	11	84.6%			4	3	7	7	7		2	18.2%	5.5	
	土木	1	男	6		1	1	2	33.3%					1	1	1		0	0.0%		
			女	6		1	1	2	33.3%					1	1	1		0	0.0%		
			計																		
	電気	1	男	1			1	1	100.0%					1	1	1		0	0.0%		
			女	1		1		1	100.0%			1		1	1	1		1	100.0%	1.0	
			計	2		1	1	2	100.0%			1	1	2	2	2		1	50.0%	2.0	
	学校事務A (出雲地区)	8	男	55	27	9	10	47	85.5%	6	1	3	10	9	1	2	4	2	4.3%	23.5	
			女	47	25	8	5	2	40	85.1%	6	6	6	4	4	4	4	4	10.0%	10.0	
			計	102	52	9	14	12	87	85.3%	12	1	3	16	13	5	6	6	6.9%	14.5	
	学校事務B (出雲地区)	4	男	17		2	6	7	15	88.2%		1	3	4	4	4	0	0	0.0%		
			女	18		6	5	5	16	88.9%	2	2	1	5	5	2	1	4	25.0%	4.0	
			計	35		8	11	12	31	88.6%	2	3	4	9	9	2	1	4	12.9%	7.8	
	学校事務A (石見地区)	2	男	12	9	2		11	91.7%	2	1		3	3	1	1	1	1	9.1%	11.0	
女			17	11	3	2	16	94.1%	4	2		6	5	1	1	1	1	6.3%	16.0		
計			29	20	3	4	27	93.1%	6	3		9	8	2	2	2	2	7.4%	13.5		
学校事務B (石見地区)	1	男	3		1	1	2	66.7%		1	1	2	2	0	0	0	0	0.0%			
		女	2		1	1	2	100.0%	1	1		1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0		
		計	5		1	2	4	80.0%	1	1	1	3	3	1	1	1	1	25.0%	4.0		
警察事務	2	男	10		5	4	9	90.0%		2	2	4	4	0	0	0	0	0.0%			
		女	8		3	2	3	8	100.0%	2	2	2	5	2	1	1	4	50.0%	2.0		
		計	18		3	7	7	17	94.4%	2	4	4	9	2	1	1	4	23.5%	4.3		
合計	20	男	111	36	3	28	93	83.8%	8	0	8	13	29	28	2	0	1	4	4.3%	23.3	
		女	99	36	23	17	12	88	88.9%	10	5	9	4	28	24	5	4	5	2	18.2%	5.5
		計	210	72	26	45	38	181	86.2%	18	5	17	17	57	52	7	4	6	3	20	11.0%

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他	計			
資格免許職	司書	3	男	10	6			60.0%	2			2	2	1			16.7%	6.0	
			女	48	26	14		83.3%	6			6	4	2	2			5.0%	20.0
			計	58	32	14		79.3%	8			8	6	3	3			6.5%	15.3
	診療放射線技師	2	男	5	2	1	2	100.0%	2	1	2	5	5	1	1	1		40.0%	2.5
			女	5	2	1	2	100.0%	2	1	2	5	5	1	1	1		40.0%	2.5
			計	1	3	1	1	0.0%											
	作業療法士	1	男	4	1	1	1	66.7%	1	1	1	2	2	1	1	1		50.0%	2.0
			女	4	1	1	1	50.0%	1	1	1	2	2	1	1	1		50.0%	2.0
			計	2	13	11	2	100.0%	7			7	6	2	2			15.4%	6.5
	保健師	2	男	13	11	2	2	100.0%	7			7	6	2	2			15.4%	6.5
			女	13	11	2	2	100.0%	7			7	6	2	2			15.4%	6.5
			計	1	12	9	2	91.7%	5	1	6	6	6	1	1			9.1%	11.0
警察保健師	1	男	12	9	2	2	91.7%	5	1	6	6	6	1	1			9.1%	11.0	
		女	12	9	2	2	91.7%	5	1	6	6	6	1	1			9.1%	11.0	
		計	16	8	1	0	68.8%	4	1	5	7	7	1	1	0	1	3	27.3%	3.7
合計	9	男	76	46	19	0	86.8%	18	2	20	21	18	5	1	0	0	6	9.1%	11.0
		女	92	54	20	0	83.7%	22	3	25	28	25	6	2	0	1	9	11.7%	8.6
		計																	

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計	計
大卒 (10月採用)	男	25	男	134	92				68.7%	63				63	58	20			20	21.7%	4.6	15
	女		女																			
	計	25	計	134	92				68.7%	63				63	58	20			20	21.7%	4.6	15
大卒	男	50	男	371	233				62.8%	126				126	105	50			50	21.5%	4.7	37
	女	2	女	54	26				48.1%	7				7	5	2			2	7.7%	13.0	2
	計	52	計	425	259				60.9%	133				133	110	52			52	20.1%	5.0	39
高卒程度	男	15	男	176		2	92		67.6%		1	35	6	42	42		1	16	17	14.3%	7.0	17
	女	2	女	20		2	11	3	80.0%		1	5	1	7	6		1	1	2	12.5%	8.0	1
	計	17	計	196		4	103	28	68.9%		2	40	7	49	48		2	17	19	14.1%	7.1	18
武道A (大卒)	男	1	男	5	4				80.0%	3				3	3	1			1	25.0%	4.0	1
	女		女																			
	計	1	計	5	4				80.0%	3				3	3	1			1	25.0%	4.0	1
武道B (高卒程度)	男	1	男	2		2			100.0%					2	2				1	50.0%	2.0	1
	女		女																			
	計	1	計	2		2			100.0%					2	2				1	50.0%	2.0	1
合計	男	92	男	688	329	2	94	25	65.4%	189	1	35	6	231	205	71	1	17	89	19.8%	5.1	71
	女	4	女	74	26	2	11	3	56.8%	7	1	5	1	14	11	2	1	1	4	9.5%	10.5	3
	計	96	計	762	355	4	105	28	64.6%	196	2	40	7	245	216	73	2	18	93	18.9%	5.3	74

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月11日、第2次試験：6月22日～24日  
 大卒試験 ……第1次試験：7月13日、第2次試験：8月24日～27日  
 高卒程度試験 ……第1次試験：9月21日、第2次試験：11月2日～4日  
 武道A試験 ……第1次試験：7月13日、第2次試験：8月23日～24日  
 武道B試験 ……第1次試験：9月21日、第2次試験：11月1日～2日

## (イ) 昇任試験

## a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次 試験	第2次 試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	6月18日	8月18日	9月19日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験3科目 (一次試験) 筆記試験 8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月18日	(予備試験) 8月20日 (1次試験) 9月16日	10月29日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者	6月18日	9月16日	10月31日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月18日	(予備試験) 8月21日 (1次試験) 9月17日	10月30日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者	6月18日	9月17日	10月31日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

## b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予備試験			第1次試験			第2次 試験合 格者数	最終 合格率	昇任 者数
			受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率	合格 者数			
警部昇任試験	一般	140	135	96.4	78	78	100.0	25	12	15.4	12
警部補 昇任試験	一般	※131	※129	98.5	67	99	99.0	44	28	28.3	28
	専門	8	—	—	—	7	87.5	5	3	60.0	3
	計	※139	※129	98.5	67	106	98.1	49	31	63.3	32
巡査部長 昇任試験	一般	※186	※185	99.5	92	112	98.2	45	33	29.5	33
	専門	19	—	—	—	19	100.0	12	8	42.1	8
	計	※205	※185	99.5	92	131	98.5	57	41	31.3	41
合計	計	※484	※449	92.8	237	315	98.7	131	84	26.7	84

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者33名。巡査部長予備免除者22名)

## イ 選考

## (ア) 採用選考

## a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 細 則	第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	11 <sup>人</sup> (11)	— <sup>人</sup>	1 <sup>人</sup>	12 <sup>人</sup> (12)	2 <sup>人</sup> (2)	26 <sup>人</sup> (25)
	第3号 (海事職)	—	—	—	—	—	—1
	第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—
	第5号～7号、9～11号 (医療職)	4 (1)	2	—	—	—	6 (1)
	第5号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	1 (1)	—	—	2 (2)	—	3 (3)
	第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当な職)	—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		16 (12)	2	1	14 (14)	2 (2)	35 (28)

(注) ( )内は割愛採用で、内数である。



## b 職種別状況

職 種	部 局	知事部局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
	行 政 職	部・次長級	2				
課長級		4			1		5
グループリーダー		3					3
企画員		2		1		1	4
主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級		1				1	2
計		12		1	1	2	16
公 安 職	警 視				1		1
	警部・警部補級				10		10
	巡査部長				2		2
	巡 査						
	計				13		13
海 事 職							
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員						
医療職(一)	医 師	4	2				6
医療職(二)							
医療職(三)							
任期付研究員							
合 計		16	2	1	14	2	35

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)		受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H21.5.1現在	備考
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒		短大卒	高校卒	その他				
				計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		計						
研究員 (材料技術)	研究員 (材料技術)	1	男	1	0	0.0%														1次:6/29 ~6/30 2次:8/3		
			女	1	1	100.0%	1															
			計	2	1	50.0%	1															
研究員 (食品・バイオ技術)	研究員 (食品・バイオ技術)	1	男	7	7	100.0%	4													1次:6/29 ~6/30 2次:8/3		
			女	1	1	100.0%	1															
			計	8	7	87.5%	5															
学芸員 (日本近代美術)	学芸員 (日本近代美術)	1	男	5	5	100.0%	1													1次:6/29 2次:8/3		
			女	18	14	77.8%	6															
			計	23	19	82.6%	7															
獣医師	獣医師	6	男	2	2	100.0%														6/29~30実施		
			女	2	1	50.0%	1															
			計	4	3	75.0%	3															
身体障害者対象 (一般事務)	身体障害者対象 (一般事務)	1	男	5	3	60.0%	2													11/9実施		
			女	3	1	33.3%	1															
			計	8	4	50.0%	3															
船舶乗組員 (航海A)	船舶乗組員 (航海A)	2	男	4	3	75.0%	3													11/9実施		
			女	4	3	75.0%	3															
			計	3	2	66.7%	3															
警備艇乗組員 (機関)	警備艇乗組員 (機関)	1	男	3	3	100.0%	3													11/9実施		
			女	3	1	33.3%	1															
			計	3	2	66.7%	2															
研究員 (材料技術) (2回目)	研究員 (材料技術) (2回目)	1	男	15	13	86.7%	13													1/31~2/1実施		
			女	3	2	66.7%	2															
			計	18	15	83.3%	15															
獣医師 (2回目)	獣医師 (2回目)	2	男	1	1	100.0%	1													2/1実施		
			女	2	0	0.0%	0															
			計	3	1	33.3%	1															
合計	合計	16	男	43	31	72.1%	39	5	0	0	0	5	5	0	3	0	8	20.5%	4.9	0		
			女	30	20	66.7%	22	8	0	0	0	8	8	3	0	0	3	13.6%	7.3	0		
			計	73	51	69.9%	61	13	0	0	0	13	13	8	0	3	0	11	18.0%	5.5	0	



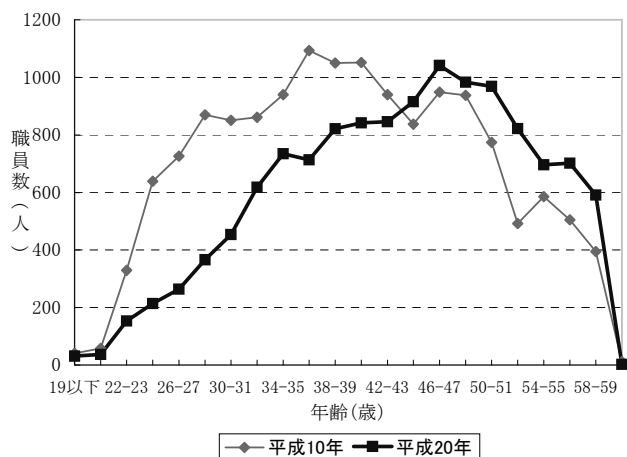
## (イ) 昇任選考

## a 級別昇任者数

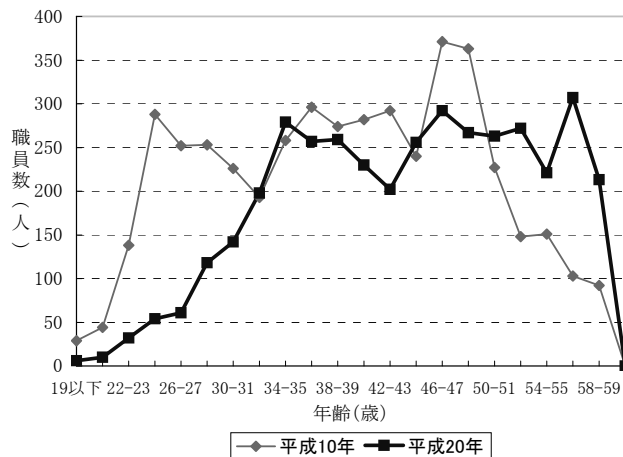
給料表	部局 級	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
		行政職	9	5人	1人	2人	1人
	8	20		1	1	1	23
	7	17	1	2	1	1	22
	6	58		7	8	3	76
	5	46	2	4	17	11	80
	4	95		2	13	13	124
	3	46	1	3	3	8	60
	2	18			4	4	26
	計	305	5	21	48	41	420
公安職	9					2	2
	8					7	7
	7					9	9
	6					19	19
	5					34	34
	4					27	27
	3						
	2						
	計					98	98
海事職	5						
	4						
	3	1			2		3
	2	1			1		2
	計	2			3		5
研究職	5						
	4	5				1	6
	3	2				1	3
	2						
	計	7				2	9
医療職(一)	4	1	4				5
	3	1	2				3
	2	1					1
	計	3	6				9
医療職(二)	7						
	6	1					1
	5	1					1
	4	3	2				5
	3	4	5				9
	2	1	2				3
	計	10	9				19
医療職(三)	7						
	6		2				2
	5	1	13				14
	4	3	20				23
	3	4	33				37
	2						
	計	8	68				76
合	計	335	88	21	51	145	636



年齢階層別職員数（全職員）



年齢階層別職員数（行政職）



職員の平均給与月額の状態

項目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
給 料	377,976	380,593	355,432	357,132
管 理 職 手 当	6,270	6,515	7,559	7,812
扶 養 手 当	11,899	11,670	13,211	12,744
地 域 手 当	312	370	513	457
住 居 手 当	3,452	3,380	2,311	2,260
特 地 勤 務 手 当	4,816	4,772	3,554	3,391
そ の 他	1,907	2,368	1,857	1,810
合 計	406,632 (381,357)	409,668 (384,981)	384,437 (359,959)	385,606 (361,962)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内241の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち120事業所の調査を完了した。

また、平成18年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、引き続き96.8%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,760人及び研究員、医師等職種1,009人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 今年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況を見ると、ベースアップの慣行のない事業所の割

合が44.2%（昨年38.4%）となっている。ベースアップを実施した事業所の割合は38.0%（同34.1%）と昨年に比べて増加し、ベースアップを中止した事業所は16.9%（同27.5%）と減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は0%であったが、本年は0.9%となった。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.7%（昨年73.4%）となっている。昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は45.4%（同35.1%）と昨年に比べ増加する一方、減額となっている事業所の割合も16.1%（同6.7%）と増加している。

### 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	38.0	16.9	0.9	44.2
課 長 級	25.8	19.2	0.9	54.1

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

### 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年 に 比 べ 増 額	昨年 に 比 べ 減 額	昨年と 変 化 な し			
係 員	81.4	79.7	45.4	16.1	18.2	1.7	18.6
課 長 級	67.6	64.1	38.5	12.4	13.2	3.5	32.4

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

#### (b) 雇用調整の実施状況

平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.1%と昨年（18.1%）に比べて増加している。

### 民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の停 止・抑制	部門整理・ 部門間配転	委託・派遣 社員へ転換	転籍出向	一時帰休 ・休業	残業の規制	希望退職 者の募集	正社員 の解雇	賃金カット	計
平成20年	9.6	6.9	1.0	2.4	0.9	4.8	4.5	0.0	1.0	23.1
平成19年	3.6	4.8	3.2	4.3	2.1	3.9	5.0	2.8	1.8	18.1

（注）1 平成20年は平成20年1月以降の実施状況、平成19年は平成19年1月以降の実施状況である。

2 雇用調整の有無を項目別に調査（各項目は重複回答）。計欄は何らかの雇用調整を行った事業所の割合である。

#### c 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.8%、松江市で1.3%それぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ186,880円、207,630円及び228,350円となっている。

#### d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成19年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.6であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.6となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

## e 職員給与と民間給与との比較

## (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、平成18年の勧告以降、民間企業従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模を従来の上から100人以上から50人以上に拡大している。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与375,492円に対して職員給与は減額措置前では385,191円であり、9,699円（2.52%）上回っているが、減額措置後では360,663円であり、逆に14,829円（4.11%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ( (A-B)/B*100 )
375,492円	減額措置前	385,191円	△ 9,699円 ( △2.52% )
	減額措置後	360,663円	14,829円 ( 4.11% )

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額はア(ア) aの「職員の平均給与月額」の額とは異なっている。

## (b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額の4.01月分に相当し、おおむね昨年(4.02月分)並みであった。これは、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)を0.24月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.00月分)は、民間の支給割合とおおむね均衡している。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A - B)
4.01月分	4.25月分 (4.00月分)	△0.24月分 (0.01月分)

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.25月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

## f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

## (a) 月例給について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップを実施した事業所が増加する一方で、定期昇給が昨年に比べ減額となっている事業所や、雇用調整を行っている事業所の割合が増加するなど、各企業、事業所により給与等の状況に差が見られた。

また、本年4月分の給与について、職員給与と民間給与とを比較したところ、昨年引き続き減額措置前では職員給与が民間給与を上回り、減額措置後では民間給与を下回るこ



ととなった。

一方、国においては、医師を除き、月例給については水準改定を行わないこととされたところである。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下のとおりとすることが適当であると判断した。

#### i 給料表

給料表については、切替に伴う差額が年を追って減少することにより、給料水準が段階的に引き下げられている<sup>(注)</sup> こと等を勘案し、本年については、人事院勧告に準じて改定を行わないこととする。

(注) 職員給与のうち給料については、平成18年は359,971円(うち切替に伴う差額16,214円)であったが、平成20年は355,432円(うち切替に伴う差額9,766円)と、切替に伴う差額が年を追って減少していることにより、平均年齢が上昇(平成18年:43.4歳→平成20年:44.2歳)しているにも関わらず減少している。

※ 額はいずれも減額措置前のものである。

なお、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、水準の改定を行わないこととする<sup>(注)</sup> が、このうち、中学校及び小学校教育職給料表については、後述のとおり新たな職の設置に伴う改定を行うこととする。

(注) 国においては、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表は廃止されているため、当該俸給表にかかる勧告は行われていない。

#### ii 初任給調整手当

医師不足が深刻化する中、県の機関に勤務する医師の人材確保の重要性に鑑み、人事院勧告に準じて、初任給調整手当の最高支給限度額を引き上げることとする。

#### (b) 期末手当・勤勉手当について

本委員会は、昨年の勧告において、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保しつつ、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると判断し、期末手当・勤勉手当について0.2月分の引下げを勧告したところである。

本年については、前記のとおり、国においては期末手当・勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととされ、また、県内の民間事業所の特別給の支給割合についてもおおむね昨年並みであったこと等を勘案し、改定を行わないこととする。

#### (c) 新たに設置される主幹教諭の処遇について

昨年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小・中学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭<sup>(注)</sup>を置くことができることとされた(平成20年4月1日施行)。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、新たな職の設置に関する任命権者における検討結果を踏まえ、その処遇等にかかる検討を行う旨言及したが、今般、教育委員会においては、平成21年度より小・中学校に主幹教諭を設置する方針を決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、以下のとおりとすることが適当であると判断した。

i 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の 4 級制の中学校及び小学校教育職給料表のうち、教諭は 2 級、教頭は 3 級に分類されている。

新たに設置される小・中学校の主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の 2 級と 3 級の間に新たな級（特 2 級）を設けることとする。

なお、昨年 3 月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「今後の教員給与の在り方について」においては、「主幹（仮称）又は指導教諭（仮称）が新たな職として位置付けられ、配置される場合には…都道府県において、必要に応じて…新たな級を創設することが望ましい」とされており、既に主幹教諭を設置された他県においても、教諭と教頭の間に新たに級を設けて処遇されているところである。

ii 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

（注）教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当（職務の級及び職に応じた定額）が、職務の級が 1 級又は 2 級の教諭等には教職調整額（給料月額 4%）が支給されている。

また、期末手当及び勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料の月額 10～20%が、教諭については給料の月額 0～10%が、それぞれ加算（役職段階別加算）されている。

(d) その他の手当等について

i 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の暫定的な支給割合について、人事院勧告に準じて、次表のとおりとする。

平成 21 年度の地域手当の級地別支給割合

級 地 (支給割合)	支給地域	平成 21 年度の 地域手当の支給割合	平成 18 年 3 月 31 日の 調整手当の支給割合
1 級地 (18%)	東京都 特別区	17	12
2 級地 (15%)	大阪府 大阪市	14 ※	10 ※
4 級地 (10%)	広島県 広島市	9	3

（注）2 級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

ii 通勤手当

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当については、昨年来のガソリン価格の高騰を契機として、その改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、本県と他の都道府県の手当額を比較した場合に改定が必要と認められるほ

どの差がないことや、国においても改定の勧告がなされなかったこと、更には今後のガソリン価格の動向が不透明であること等から、本年については改定を行わないこととする。

### iii 教育職員の給与等

前記の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」においては、「それぞれの職務に応じてメリハリを付けた教員給与にしていくことが必要」とした上で、教職調整額や教員に特有の手当等について見直しの必要性が指摘されており、本年度の文部科学省予算において、義務教育等教員特別手当の縮減や、部活動手当等の拡充が措置されたところである。

文部科学省予算における教員給与の見直しは、来年度以降も引き続き行われることとされており、本県においても国の動向を注視するとともに、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

また、産業教育手当及び定時制通信教育手当については、平成17年勧告時の報告以降、社会情勢の変化や学校教育の現状に適切に対応したものとなるよう、他の都道府県の動向を踏まえた検討が必要である旨言及してきたところであり、この検討結果を踏まえた改定を行う必要がある。

### (e) 職員の勤務時間について

勤務時間は、給与と同様、基本的な勤務条件として業務運営の基礎となるものであり、人事院においては、前記のとおり 1 日当たり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分に改定する旨の勧告を行ったところである。

本県の民間企業における所定労働時間については「職種別民間給与実態調査」により平成 18 年から本年まで継続して調査を行ったところであるが、本年の調査結果は、1 日当たり 7 時間 47 分、1 週間当たり 38 時間 53 分であり、国の調査とおおむね同様の結果となっている。

基本的な勤務条件である勤務時間については、国及び他の都道府県との均衡を図ることが基本であり、また、勤務時間短縮に当たっては、県民サービスの維持と行政コストの増加を招かないことが前提となる。これらの状況が整えば、本県においても速やかに実施する必要があると考える。

#### 民間企業の所定労働時間の推移

	1 日当たりの所定労働時間	1 週間当たりの所定労働時間
平成18年	7:47 <small>時間：分</small>	39:07 <small>時間：分</small>
平成19年	7:48	38:58
平成20年	7:47	38:53

(注) 「職種別民間給与実態調査」による

### i 勤務時間を短縮した場合の影響

#### (i) 県民サービスの維持

勤務時間の短縮に当たっては、これまでの県民サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことが基本である。

業務を遂行する際、常にコスト意識を持って取り組むことは当然であるが、勤務時間の短縮によって時間外勤務や休日勤務の増加を招くことのないよう、公務能率を一層向上させる必要がある。

そのためには、職員一人ひとりが現在の仕事の進め方や働き方を再度点検し、最大限の能率を発揮するよう努めるとともに、管理監督者は、組織全体を把握する者として、業務の進め方や内容を常に見直し、改善していく必要がある。

#### (ii) 仕事と生活の調和

近年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が指摘されている。

昨年12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針が国において策定されたところであり、その実現に向けた効果的な取組が必要となっている。

勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実につながり、仕事と生活の調和にも寄与するものとする。なお、仕事と生活の調和を推進するためには、時間外勤務の縮減も重要な課題であることから、より一層の取組を行う必要がある。

## ii 実施時期

国並びに他の都道府県の動向を注視しつつ、各職場における勤務体制等について、県民サービスの維持及び行政コストの増加を招かないという観点から検討を行い、時間短縮に向けての状況が整い次第速やかに実施する。

## (f) 人事管理上の課題について

### i 人材の確保・育成と女性職員の登用等

近年の複雑かつ高度化する行政ニーズを的確に捉え、良質な行政サービスを提供していくためには、高い資質と使命感を有する幅広い人材の確保が重要である。

このため、現在の大学・高校の新卒者を中心とした人材確保に加えて、民間企業経験者、国際経験の豊富な者、高度な専門的知識を有する者など幅広く多様な人材を積極的に採用していく必要がある。

また、職員採用試験における応募者数は、民間企業における採用意欲の高まりや、受験年齢人口の減少、採用者数の抑制等により減少傾向にあり、人材確保上、厳しい状況が続いている。

採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の更なる拡大や、募集方法・広報活動の充実などに努めるとともに、引き続き、有能な人材を確保するための試験制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

一方、地方自治体の主体性の強化が求められる中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と資質向上が必要不可欠である。

とりわけ、大幅な人員削減への取組が行われている状況にあって、行政水準の維持・向上を図るためには、職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に重要になっている。

このため、昨年12月に、本県の人材育成の目的・方策を明確にした「島根県人材育成基本方針」が策定されたところであるが、今後はこの方針に基づく具体的施策を確実に実行していく必要がある。

また、県政の発展を維持増進していくためには、女性職員の育成が喫緊かつ重要な課題となっており、女性職員の意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用など、その育成・登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

### ii 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

その前提として、職員的能力と実績を的確に評価できる人事評価の実施が求められている。

国においては、昨年7月の国家公務員法の改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる新たな人事評価制度が導入され、この結果を昇任、昇給・勤勉手当などの給与、免職や降任などの分限処分、人材育成などに広く活用していくこととしている。

本県においても、職員的能力・実績をよりの確に評価し、給与等にも反映できる制度づくりが進められているところであるが、その進捗具合や人事管理への活用状況には任命権者間に差異が見られる。

今後、任命権者においては、国の制度等も参考にしながら、人事管理の基礎として活用し得る人事評価制度を早期に整備する必要がある。

### iii 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康の保持・増進及び公務能率の維持・向上の面においても、仕事と生活の調和を図る上でも重要な課題である。

任命権者においても時間外勤務の縮減は重要な課題と位置づけられており、様々な取組がなされているところであるが、管理監督者においては、時間外勤務の縮減への取組が自らの重要な職責であるとの認識のもと、適正な勤務時間管理や業務の進行管理、事前命令及び事後確認による管理を更に徹底するとともに、職員一人ひとりにおいては公務能率の一層の向上に努める必要がある。

#### iv 両立支援の推進

仕事と生活の調和を図るため、育児や介護を行う職員に対する適切な支援策を講じていくことは重要な課題である。

本県では、これまでも育児・介護のための休暇や、育児休業制度の整備が行われてきたところであり、本年 4 月からは新たに育児のための短時間勤務制度が導入されたところである。

今後もこれらの制度を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、男性職員の育児休業制度等に対する理解を深めるため、男性職員に対する制度の周知に努める必要がある。

#### v メンタルヘルス対策

職員の心身両面にわたる健康は、職員個人や家族の充実した生活に資するとともに、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためにも重要な課題であることから、引き続き健康管理の対策を推進する必要がある。

特に、精神疾患による休職者が増加していることから、メンタルヘルス対策が重要かつ喫緊の課題となっている。

管理監督者においては、メンタルヘルスクエアが職場における管理監督者の重要な役割の一つであることを認識し、日ごろからコミュニケーションの良い職場環境や雰囲気づくりに心がけるとともに、職員の執務状況、健康状態、出勤状況等を常に把握しておくことが重要である。また、職員自らも自分の心の健康状態を把握し、早期に対処する方法を身につけることが必要である。任命権者においては、引き続き職員への相談事業、研修事業を行うとともに利用可能な制度の周知を図るなど、それぞれの立場での継続した取組が求められる。

そして、これらの取組を効果的に進めるためには、これまで「個人の問題」として位置づけられがちであったメンタルヘルスを「組織の問題」として位置づけ、人事部門、健康管理部門、研修部門がより一層の連携を図り、対策に取り組む必要がある。

#### vi 退職管理～高齢期の雇用問題～

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴って、満額年金受給までの空白期間が生じることを受け、公務においても職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備する必要がある。

人事院では、昨年 9 月に「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」が設置され、本年 7 月に「中間とりまとめ」がなされ、その中で、65 歳までの定年延長を最終的目標とする旨の方向性が示された。また、本年 6 月に成立した国家公務員制度改革基本法においても「政府は定年を 65 歳に引き上げることについて検討すること」とされたところである。

本県においても、今後、在職期間の延長等についての検討が必要となるため、国等の動向を十分注視していく必要がある。

#### (g) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向か

っていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

職員の給与の減額措置については、昨年12月に特例条例が改正され、減額期間が平成23年度まで更に4年間延長されたところである。この減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や職務に対する士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(イ) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例の改正

(a) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を410,900円とすること。

b 中学校及び小学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正

(a) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

i 給料表について

現行の中学校及び小学校教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

ii 級別職務分類基準表について

現行の中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類基準表を別記第3のとおり改定すること。

iii 期末手当及び勤勉手当について

主幹教諭について、その職の職制上の段階、職務の級等に応じた支給が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

(b) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。

c 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。

(別記第1、第2及び第3 省略)

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 20 年度中において、4 件の措置要求があり、いずれも係属中である。  
また、この他に係属中の事案はなかった。

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	処分者	処分内容	請求者	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成 20 年 (不)第2 号事案	教育委員会	分限免職	県立学校 教員	平成 20 年 3 月 31 日	処分の取 消し	平成 21 年 3 月 2 日 棄却

また、係属中の事案はなかった。